

令和8年度 女性の職業選択に資する情報公表(女性活躍推進法第21条関係)

特定事業主名：鳥取県東部広域行政管理組合

令和8年7月16日公表

I 職員の男女の給与の額の差異(令和7年度)

1 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	84.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	86.7%
全職員	75.2%

2 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号であれば、同一の額となっている。

(1)役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
局長・次長相当職	—	※1
課長相当職	—	※2
課長補佐相当職	90.3%	
係長相当職	—	※2

(2)勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	—	※2
31～35年	90.0%	
26～30年	—	※2
21～25年	—	※2
16～20年	—	※2
11～15年	—	※2
6～10年	76.6%	
1～5年	104.5%	

【説明欄】

【任期の定めのない常勤職員】

扶養手当や住居手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、給与の男女の差異が生じる一因となっている。

女性職員の人数が少ないことから同じ勤続年数の区分の中での男女の勤続年数の平均値に差が生じるため、給与の男女の差異が生じる一因となっている。

【任期の定めのない常勤職員以外の職員】

再任用職員は会計年度任用職員よりも給与水準が高く、再任用職員は全員が男性であるため、給与の男女の差異が生じている。

※1 一方の性別の職員しかいないため「—」と記載

※2 一方の性別の職員が1名しかいないため「—」と記載

勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。他機関からの派遣職員は、派遣元の機関の勤続年数を通算している。

令和8年度 女性の職業選択に資する情報公表(女性活躍推進法第21条関係)

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年4月1日時点
管理的地位にある職員(課長級以上)	7.1%

【説明欄】

女性職員の人数が少ないことから割合が低くなる一因となっている。Ⅳ参照

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年4月1日時点
局長・次長相当職	0.0%
課長相当職	12.5%
課長補佐相当職	8.1%
係長相当職	0.8%

【説明欄】

女性職員の人数が少ないことから割合が低くなる一因となっている。Ⅳ参照

Ⅳ 職員に占める女性職員の割合及び派遣労働者に占める女性労働者の割合

区分	令和8年4月1日時点
全職員	6.6%
任期の定めのない常勤職員	5.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	37.5%
派遣労働者	0%

Ⅴ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度実績
男性	56.0%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度実績
男性	0.0%
女性	0.0%

【説明欄】

会計年度任用職員は取得対象者がいなかったことにより0%となっている。

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性(人)	女性(人)	男性(人)	女性(人)
1週間未満				
1週間以上2週間未満				
2週間以上1月以下	8			
1月超3月以下	6			
3月超6月以下		1		
6月超9月以下				
9月超12月以下				
12月超24月以下				
24月超				

令和8年度 女性の職業選択に資する情報公表(女性活躍推進法第21条関係)

【説明欄】

Ⅵ 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度実績
職員一人当たりの時間外勤務時間数	4.7

Ⅶ 職員の年次休暇等の取得日数の状況

区分	令和7年度実績
職員一人当たりの年次有給休暇の平均取得日数	12.2